
（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。
２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「―」を記載すること。
４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
５　裏面には、参照条文を記載することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第七十一号

国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第十六条の六第三項の規定に基づき、並びに国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の規定を実施するため、国有財産法施行細則（昭和二十三年大蔵省令第九十二号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

財務大臣　鈴木　俊一

国有財産法施行細則の一部を改正する省令

国有財産法施行細則（昭和二十三年大蔵省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。